◎上田製帽所 （一〇、二一―一〇、一六）

所在地、台東区浅草第地外四ノ一三

労働者、　三六名（内女一一名）

争議者、　全員　　総同盟台東地区協議会

争議経過、

此ハ事業不況ヲ理由ニ製帽業ノ不振ヲ来シ世間一般経営難ヲ理由ニ

退シ十月二十日ヨリ二日間休業シ全勝者ニ対シテ従業員ノ

解ヲ申渡シ来タ

然ルニ組合側ハ之ヲ不服トシ会社ト協議中ナリシガ遂ニ前記

ニ以テ直接十二日左記ノ要求ヲ提出シ交渉セリ

一、所主ノ都合ニ依ル休業ハ全額ノ支給セラル事

一、労働者ニ在勤手当支給セラル事（六月労勤者ニ対シ）

一、定期昇給セラル事（年二回（四月、十月））

一、残業手当増額セラル事（日給ニ付一割五分）

一、請負工ノ日給制ニ改正セラル事

一、解雇者ハ退職手当支給セラル事

一、今回争議ニ際シテ犠牲者ヲ出サザル事

其ノ後組合ハ会社ト交渉ヲ重ネ東京都労働委員会ノ斡旋ニ依リ

事業主上田ト会見斡旋ノ結果十月十二日左記ノ如ク解

決ヲ見タリ

一、事業主ノ都合ニ依ル休業ノ場合ハ日給ノ六割ヲ支給スル

一、六月ノ労勤者ニ対シテハ日給一ヶ月分ヲ支給スル

一、請負工ニ対シテハ就業日ヨリ日給（一日五十円）ヲ支給ス

◎東亜製鋼株式会社 （一〇、六一―一〇、一六）

所在地、本所区緑町一ノ三

財團法人 協調會